

県立学校教職員循環器健診等業務仕様書

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

受診者

(1) 県立学校教職員

[循環器健診年間見込] 1,600人(35歳以上1,100人+35歳未満500人)

[VDT健診年間見込] 800人

[潜水業務健診年間見込] 8人(1回目4人+2回目4人)

[特定化学物質健診(溶接ヒューム)年間見込み]

100人(1回目50人+2回目50人)

[特定業務従事者健診(深夜業務)年間見込み] 40人

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員(令和7年度採用者)

40人(年間見込)(35歳以上の受診予定者数10人、35歳未満の受診予定者数30人)

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

315人(県立学校70人+小中学校240人+小中学校事務職員5人)

(35歳以上の受診予定者数30人、35歳未満の受診予定者数285人)

(4) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員(令和8年度採用者)

100人(35歳以上の受診予定者数30人、35歳未満の受診予定者数70人)

受診者数は見込数のため確約するものではなく、年間見込者数に増減が生じても異議を申し立てることはできない。

年齢は、令和8年4月1日時点とする。

実施場所等

(1) 県立学校教職員

・香川県内の県立学校(以下「各学校」という。)(39校)。

健診場所は原則として各学校の敷地内とし、具体的な場所及び健診を実施する時間帯は受診者の職務執行等も考慮して各学校と協議のうえ決定すること。

ただし、巡回による健康診断を受診できなかった者又は健診内容により巡回での実施が困難な者等については、必要に応じて健診機関の施設において受診する場合がある。

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員(令和7年度採用者)

・県立学校教職員循環器健診の実施場所に準ずる。

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

・香川県教育センター(高松市郷東町587-1)

※具体的な実施場所は、香川県教育委員会事務局人事主管課(県立学校(県立中学校を含む。)にあっては高校教育課、小中学校にあっては義務教育課、以下同じ。)と協議のうえ決定する。

(4) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員(令和8年度採用者)

・香川県庁北館(高松市番町4丁目10-1)

※具体的な実施場所は、香川県教育委員会事務局人事主管課（義務教育課、以下同じ。）と協議のうえ決定する。

日 程

(1) 県立学校教職員

[巡回による循環器健診]

令和7年4月1日から同年8月31日までに実施すること。

・実施日程は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、各学校と直接調整して決定すること。

・産休・育休など、受診者に特別の事情がある場合は、上記期間外であっても実施すること。

[VDT健診]

循環器健診と同時に実施すること。

[潜水業務健診]

1回目については、循環器健診と同時に実施する。2回目については、循環器健診受診半年後に実施すること。

[特定化学物質健診（溶接ヒューム）]

1回目については、循環器健診と同時に実施する。2回目については、循環器健診受診半年後に実施すること。

[特定業務従事者健診（深夜業務）]

1回目については、循環器健診と同時に実施する。2回目については、循環器健診受診半年後に実施すること。

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和7年度採用者）

県立学校教職員循環器健診の日程に準ずる。

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

令和8年1月9日（金） [予備日] 同年1月16日（金）

(4) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和8年度採用者）

令和8年2月24日（火） [予備日] 同年2月27日（金）

特別な事情等により、中止、延期及び実施場所の変更等が必要となった場合、その他上記日程以外で実施する必要がある場合は、別途協議すること。

検査項目

(1) 県立学校教職員

[巡回による循環器健診]

問診及び次の区分で検査を実施すること。

①35歳未満の者

身長・体重・腹囲・視力・聴力・検尿・血圧・貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・心電図検査・診察

②35歳以上の者

身長・体重・腹囲・視力・聴力・検尿・血圧・貧血検査・肝臓機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・痛風検査・心電図検査・眼底検査・診察

※検査の方法及び技術的基準

- ・聴力検査 1,000 ヘルツ及び4,000 ヘルツの音に係る検査を行う。
- ・検尿 尿中の蛋白、糖及び潜血について試験紙法により検査する。
- ・貧血検査 血色素量及び赤血球数の検査を行う。
- ・肝機能検査 GOT、GPT、 γ -GTP の検査を行う。
- ・血中脂質検査 総コレステロール、低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。
- ・血糖検査 HbA1c 及び空腹時血糖又は随時血糖 (食事開始時から 3.5 時間を除く) の検査を行う。
- ・腎機能検査 血清クレアチニン値 (eGFR による腎機能評価を含む) の検査を行う。

[VDT健診]

業務歴の調査・既往歴の調査・自覚症状の有無の調査・眼科学的検査・筋骨格系に関する検査・診察

※検査の内容

- ・自覚症状の有無の調査
 - 眼精疲労を主とする視器に関する症状
 - 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
 - ストレスに関する症状
- ・眼科学的検査
 - 5 m視力検査
 - 近見視力の検査
 - 近点距離の測定
 - 眼位検査
- ・筋骨格系に関する検査
 - 上肢の運動機能
 - 圧痛点等の検査

[潜水業務健診]

既往歴及び業務歴の調査・関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状又は他覚症状の有無の検査・四肢の運動機能の検査・鼓膜および聴力の検査・血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査・診察

ただし、1 回目の健診においては、聴力・血圧・検尿は循環器健診の結果を準用してもかまわない。

[特定化学物質健診 (溶接ヒューム)]

業務の経歴の調査・作業条件の簡易な検査・溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群症状の既往歴の有無の検査・せき等のパーキンソン症候群症状の有無の検査・握力の測定・診察

[特定業務従事者健診 (深夜業務)]

既往歴及び業務歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査・血圧の測定・貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査・心電図検査

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員 (令和 7 年度採用者)

県立学校教職員（巡回による循環器健診）に準ずる。

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

県立学校教職員（巡回による循環器健診）に準ずる。

(4) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員
(令和8年度採用者)

県立学校教職員（巡回による循環器健診）に準ずる。

実施要領

(1) 県立学校教職員

①実施方法

原則として移動健診車により実施すること。ただし、各学校との協議のうえ、各学校内の保健室等の施設を利用することは差し支えない。

②問診票の送付

健診機関は、特別の場合を除き、健診日の4週間前までに各学校へ問診票を直接送付すること。

なお、教職員への配付は各学校担当者が行う。

③健診用資機材の搬入及び設営

健診機関は、実施場所へ健診車、その他必要な資機材を搬入し、設営すること。

④業務従業員等の派遣

健診機関は、各学校へ健診に必要な数の検査技師等業務従業員を派遣すること。

⑤健康診断の受付

健診機関は、健康診断の受付及び受診者の誘導等を行うこと。

⑥廃棄物の処理

健診の実施に伴う廃棄物は、健診機関が回収し廃棄すること。

⑦プライバシーの保護

健診の実施に際しては、更衣や検尿、問診等におけるプライバシーの保護に十分留意すること。

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員
(令和7年度採用者)

県立学校教職員（巡回による循環器健診）に準ずる。

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

①実施方法

原則として、移動健診車により実施すること。ただし、具体的な場所は香川県教育委員会事務局と協議のうえ決定する。

②健診用資機材の搬入及び設営

健診機関は、実施場所へ健診車、その他必要な資機材を搬入し、設営すること。

③業務従業員等の派遣

健診機関は、実施場所へ健診に必要な数の検査技師等業務従業員を派遣すること。

④健康診断の受付

健診機関は、健康診断の受付及び受診者の誘導等を行うこと。

⑤廃棄物の処理

健診の実施に伴う廃棄物は、健診機関が回収し廃棄すること。

⑥プライバシーの保護

健診の実施に際しては、更衣や検尿、問診等におけるプライバシーの保護に、十

分留意すること。

(4) 小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員
(令和8年度採用者)

①実施方法

原則として、移動健診車により実施すること。ただし、具体的な場所は香川県教育委員会事務局と協議のうえ決定する。

②健診用資機材の搬入及び設営

健診機関は、実施場所へ健診車、その他必要な資機材を搬入し、設営すること。

③業務従業員等の派遣

健診機関は、実施場所へ健診に必要な数の検査技師等業務従業員を派遣すること。

④健康診断の受付

健診機関は、健康診断の受付及び受診者の誘導等を行うこと。

⑤廃棄物の処理

健診の実施に伴う廃棄物は、健診機関が回収し廃棄すること。

⑥プライバシーの保護

健診の実施に際しては、更衣や検尿、問診等におけるプライバシーの保護に、十分留意すること。

結果の通知等

健診機関は、結果票等を作成し、健診実施後4週間以内に、次の要領で通知すること。

(1) 県立学校教職員

①健診結果個人票

健診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書にして、各学校長あてに送付すること。

精密検査又は治療が必要な者については、医療機関受診勧奨通知を作成し、受診者本人用の封書に同封すること。なお、当該通知の様式については、香川県教育委員会事務局健康福利課と協議の上、決定するものとする。

早急に精密検査等が必要な者については、直ちに、各学校長と香川県教育委員会事務局健康福利課長まで連絡すること。

②健診結果一覧

学校ごとに健診結果一覧及び要精密検査及び要医療対象者氏名一覧を作成し、各学校長あてと香川県教育委員会事務局健康福利課長あてに送付すること。

③健診結果データの提供

健診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、提供するものとする。

(2) 県立学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員
(令和7年度採用者)

県立学校教職員（巡回による循環器健診）に準ずる。

(3) 令和8年度採用内定県立学校等教職員

①健診結果個人票

健診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書等にして、香川県教育委員会事務局人事主管課が示す受診者本人の送付先へ、健診実施後4週間以内に送付すること。

なお、早急に精密検査等が必要な者については、直ちに、香川県教育委員会事務局人事主管課長まで連絡すること。

②健診結果一覧

学校の種類（県立学校（県立中学校を含む）、小中学校）ごとに受診者健診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに健診実施後4週間以内に送付すること。

精密検査又は治療が必要な者については、受診者本人向けの医療機関受診勧奨通知を作成し、受診者健診結果一覧に添付すること。なお、当該通知の様式については、香川県教育委員会事務局健康福利課と協議の上、決定するものとする。

また、受診者が所属する学校が決定した後、令和7年3月22日前後に健診機関に情報提供するので、学校ごとに受診者健診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに令和8年3月31日までに送付すること。

③健診結果データの提供

健診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、提供すること。

(4)小中学校新規育休任期付職員、新規臨時的任用職員、新規会計年度任用職員（令和8年度採用者）

①健診結果個人票

健診結果個人票を作成し、受診者本人用として個々に封書等にして、香川県教育委員会事務局人事主管課が示す受診者本人の送付先へ、令和8年3月31日までに送付すること。

なお、早急に精密検査等が必要な者については、直ちに、香川県教育委員会事務局人事主管課長まで連絡すること。

②健診結果一覧

受診者健診結果一覧を作成し、香川県教育委員会事務局人事主管課長あてに令和8年3月31日までに送付すること。

精密検査又は治療が必要な者については、受診者本人向けの医療機関受診勧奨通知を作成し、受診者健診結果一覧に添付すること。なお、当該通知の様式については、香川県教育委員会事務局健康福利課と協議の上、決定するものとする。

③健診結果データの提供

健診機関は、受診結果等のデータをCD-R等に保存し、提供すること。

記録の保存等

健診結果、心電図カルテ及び眼底写真は少なくとも5年間は保存すること。
心電図カルテ及び眼底写真については、健診機関が保管することとするが、受診者からの依頼があった場合は貸出し又は写しの提供を行う。

留意事項

- (1)各学校では、当該校以外の教職員も受診する可能性があること。
- (2)受診者については、実施期間中に追加する可能性があること。
- (3)健診実施に係る経費のほか、巡回に要する旅費及び健診結果通知発送等に係る経費は、健診機関の負担とすること。
- (4)実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。
- (5)各学校から提供を受けた個人情報、当該健康診断の目的以外での利用をしてはならない。また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (6)「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、医療保険者が行う特定健康診査へデータ提供が可能であること。

- (7) 特定健康診査の該当者に対し、特定健康診査結果のデータを医療保険者へ提供する旨、健診時に周知すること。

健康診断結果データの一元化

- (1) 健康診断結果データについては、健診機関が保有する健康診断結果と香川県教育委員会事務局健康福利課が提供する他の健診機関で受診した者の電子又は紙媒体による受診結果を統一形式により電子データ化して統合、管理及び(2)に記載する作業を行うものとする。

①健康診断結果データの内訳は、以下のとおりである。

区 分	データ区分	見込者数
乙の健診機関受診分 受診結果データの統合処理	CSV	1,680人
乙以外の健診機関受診分 胸部結果電子データ提供分のデータ統合処理	CSV	2,746人
乙以外の健診機関受診分 全項目電子データ提供分のデータ統合処理	CSV	1,141人
乙以外の健診機関受診分 特定健診項目以外紙媒体提供分の電子データ化、 特定健診項目電子データとの統合処理	紙媒体＋ CSV（特定健 診項目）	432人
乙以外の健診機関受診分 全項目紙媒体提供分の電子データ化、統合処理	紙媒体	97人

なお、見込者数は、実績に基づく見込み数のため確約するものではなく、受診見込数に増減が生じても意義を申し立てることはできない。

②統一形式により電子データ化する検査項目は、以下のとおりである。

胸部エックス線検査、身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白・糖・潜血）、貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）、肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）、血中脂質検査（総コレステロール・LDL コレステロール・HDL コレステロール・血清トリグリセライド）、血糖検査（空腹時血糖または随時血糖、HbA1c）、腎機能検査（クレアチニン、eGFR）、痛風検査、眼底検査、診察、胃部エックス線又は胃部内視鏡検査、便潜血又は大腸内視鏡検査、子宮頸がん検診、乳がん検診

(2) 統一形式により統合したデータを使用して、次の作業を行うこと。

- ①健康診断結果データをCD-R等に保存し、提供する。
- ②人間ドック受診者について、個人毎の健康診断結果書を作成し、提供する。
- ③県立学校教職員については、胸部エックス線検査結果と循環器健診又は人間ドック等受診結果を統合した上で、学校保健安全法施行規則第 15 条に基づく職員健康診断票貼付用の健康診断結果シールを作成し、提供する。
- ④労働安全衛生規則第 52 条に基づく定期健康診断報告書（香川県人事委員会報告用）を作成し、提供する。

(3) 一元的に管理するデータは、5年間保存すること。

(4) その他業務履行にあたって疑義が生じたときは、別途協議するものとする。